

岡山戦国武将隊 隊規

制定 平成30年 5月 1日
改正 平成31年 1月 1日

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 岡山戦国武将隊（以下「隊」という。）は、ボランティア団体「岡山戦国プロジェクト」に所属し、事務局を隊長の自宅に置く。

(目的)

第2条 隊は、民主主義の精神に基づき隊の構成員（以下、隊員という）が相互に協力し、岡山県にゆかりのある武将及び歴史を全国または海外に広く知ってもらうことを目的とする。

(活動内容)

第3条 隊員は、前条の目的を達成するため、岡山戦国武将隊を組織し、他団体等と協力し、以下の活動を行うものとする。

- (1) 岡山県にゆかりのある武将等の広報活動
- (2) 岡山県及び岡山県に関りのある歴史に関する広報活動
- (3) 岡山県にゆかりのある武将等の知名度または好感度を上げる活動
- (4) その他、福祉に関するボランティア活動

(心得)

第4条 隊員はこの規則を遵守し、自己の活動に対し責任を重んじて活動する。また、和を尊び、個々の人格・思想を尊重し、互いに思いやりの精神をもって隊の秩序保持に努めなければならない。

(禁止行為)

第5条 隊員はこの隊の名誉を毀損し、又は活動上知り得た機密を漏らしてはならない。隊を退いた場合も同様とする。

第2章 隊員及び役員

(隊員)

第6条 隊に加入せんとする者は、当該隊規の内容を全て承諾し、すでに隊員である者の3分の2以上の同意を必要とする。可否同数の時は隊長が決める。

2 隊員は次の行動をしたときは、当該隊員を除く隊員全員で協議の上、4分の3以上の合意があった場合は除隊処分される。

- (1) 第4条に違反、又は前条に該当する行為が認められたとき。
- (2) 隊規に違反した行動によって隊の信用を失墜させるような行為が認められたとき。

3 長期に渡って活動への参加がない、音信不通、活動継続が見込めないなど、所属しているのみと思われる状態のときは隊員で協議の上、今後の進退について当該隊員本人の意思を確認するものとする。明確な意思及び活動への参加がなお見込めないときは、当該隊員を除く隊員全員で協議の上、3分の2以上の合意が得られた場合は除隊処分される。

4 岡山戦国武将隊を組織する隊員は、それぞれ岡山県にゆかりのある武将等の氏名を名乗ることとし、それら武将に関する歴史や史実についての知識をつけるよう努力しなければならない。

なお、武将名の決定については隊員内で協議したうえで決定する。

(役員を選任)

第7条 隊に、隊長及び副隊長のほか次の役員を置く。

- (1) 広報 1名
- (2) 勘定方 1名
- (3) 監察方 1名

2 各役員は隊の中から選任する。なお兼任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 隊長は、隊を代表し関係団体と連絡調整を行い、隊務を総括する。

2 プロジェクト代表は隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 広報は、隊についてSNS等を活用し、隊の活動を広める。

4 勘定方は、隊の会計を担当する。

- 5 監察方は、隊の会計及び隊の活動内容を監査し、懇親会等の準備を行う。
- 6 隊活動の実施の判断は、全隊員と協議のうえ、プロジェクト代表及び隊長が行うものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 隊は、隊則に違反又は隊の目的に反する行為があったと認めるときは、4分の3以上の合意があった場合には隊員の決議により役員を解任することができる。

第3章 隊の運営

(総会)

第11条 総会は、年一回隊長が招集し、その総会において、隊員の中から役員を選出する。

- 2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関する事。
- (2) 役員選任に関する事。
- (3) 隊則に関する事。
- (4) その他隊務運営上必要な事項

- 3 隊長は、必要があると判断した場合、又は隊員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

- 4 総会の開催は、隊員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 5 議事は、出席隊員の過半数で決する。

(経費)

第12条 隊の運営に要する経費は、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第4章 雑則

(SNS等の利用)

第13条 SNS (Twitter、ウェブログ等の電子媒体及びそれに類するもの)、広告媒体等の利用については、隊内外に影響を及ぼすことを自覚し、社会人としての節度を持って利用することとし、個人、他団体及び他の自治体、またはそれに類するものが開催するイベント等について、誹謗中傷及び批判的な内容を書き込むことを禁ずる。

加えて、隊長及び広報が不適切と判断した内容については、すでに投稿した内容も含めて削除しなくてはならない。

- 2 隊員は、武将名を用いた個人専用のウェブログを作成し、投稿してはならない。なお、本項および前項に違反した場合においても、隊は責任を負わない。

3 一般に公衆の目に触れるコンテンツを新設する場合は、プロジェクト代表及び隊長に報告し、隊員の3分の2以上の同意を必要とする。

(他組織・団体との交流)

第14条 外部より活動に招待するときは、第8条第6項に基づき決定する。

2 外部より隊の活動に参加する者は、ボランティア保険に加入していることを条件とし、活動時に適用されるものに限る。保険未加入であるときは、招待した者が当該者の氏名、年齢、連絡先の情報を入手し、プロジェクト代表または隊長へ報告のうえ、隊で加入手続きを行う。なお、保険料は当該者の負担とする。

第15条 費用

隊の活動にかかる費用については、原則として各隊員の負担とする。

(隊則の改廃)

第16条 この規約の改廃については、隊員の3分の2以上の同意を必要とする。

(附 則)

- 1 この隊則は、平成30年5月1日から施行する。

一部改正 平成31年1月1日

一部改正 令和元年6月15日

一部改正 令和3年5月1日

- 2 隊の初年度の隊計年度は、隊の設立した日から当該年度の3月31日までとする。